

令和8年度桐生市介護予防教室業務委託事業者募集要項

1 事業の説明

(1) 事業名称

令和8年度桐生市介護予防教室業務委託

(2) 事業概要

本事業の「介護予防教室」は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める地域支援事業の介護予防普及啓発事業として、市内の日常生活圏域内ごとに選定された受託事業者が各圏域内で介護予防プログラムを提供します。募集範囲は、全圏域とします。各圏域は下記のとおりです。

第1圏域：1区、2区、9区、10区、14区

第2圏域：3区、4区、5区、8区

第3圏域：6区、7区、17区

第4圏域：11区、13区

第5圏域：16区、22区

第6圏域：19区、20区、21区

第7圏域：15区

第8圏域：12区、18区

提供する介護予防プログラムは、①運動機能向上を必須とし、「介護予防マニュアル改訂版」（厚生労働省）に基づく下記の介護予防プログラムを1つ以上組み合わせることとします。

②栄養改善

③口腔機能向上

④認知機能低下予防

ア) 参加者は、市内在住の65歳以上の高齢者で要介護認定の有無は問わない。

イ) 参加費は無料とし、毎回5名以上が参加するものとする。（参加者数がこれを下回る場合に、開催の中止をすることがあります。）

ウ) 1回あたりの所要時間は90分から120分、概ね週1回、1コースあたり5～10回開催すること。回数はプログラム内容に応じて決定すること。

エ) 開催場所は各圏域内で、参加者の利便性を考慮し、受託者が用意または、市と協議のうえ決定する施設にて実施すること。

オ) 介護予防プログラムの提供に必要な資料、機材、機器等は、受託者が用意すること。

(3) 事業内容及び仕様書

別添「令和8年度桐生市介護予防教室業務委託仕様書」のとおり。

(4) 事業期間

契約日から令和9年3月31日までの間で介護予防教室が終了するまで

(5) 業務委託料

1会場 150,000円

※委託料には、介護予防教室の企画、実施等にかかる人件費、事務費、使用料、参加者に対する傷害保険料、感染予防対策費など全ての経費を含むものとします。

2 応募条件・方法

(1) 応募資格

当該事業を令和8年度桐生市介護予防教室業務委託仕様書（別紙）に基づき、円滑かつ適正に実施できる事業者等で、次の要件を満たすものとする。

- ア) 高齢者を対象とした介護予防プログラム（介護予防教室等）の企画、提供等の知識を有していること。
- イ) 本事業の介護予防教室の実施にあたり、高齢者の介護予防や健康管理に関する専門知識や経験を持つ保健師・看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士等の有資格者またはそれに準ずる知識や経験を持つ者を確保できること。
- ウ) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- エ) 市税等の滞納がないこと。
- オ) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第1号から第3号までのいずれにも該当していないこと。

(2) 応募方法

ア) 応募書類

- 桐生市介護予防事業教室業務委託事業 応募申請書（様式1）
- 主たる対応スタッフの資格証の写し
- 桐生市介護予防事業教室業務委託事業 事業計画書（様式2）
- 事業者安全管理マニュアル

イ) 配布期間

令和8年4月7日（火）から4月22日（水）

ウ) 配布方法

市ホームページ、長寿介護課長寿支援係窓口

エ) 提出期限

令和8年4月22日（水） 午後5時15分まで（必着）

オ) 提出方法

事前に電話確認の上、桐生市役所長寿介護課長寿支援係に持参してください。

※提出可能時間は、土・日・祝日を除く、桐生市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 質問及び回答

ア) 質問書の提出

質問は、「公募内容・公募条件に対する質問書」により提出することとします。

①提出期限

令和8年4月14日（火） 午後5時（必着）

②提出方法

事務局メールアドレス宛に電子メールに添付してください。

件名「介護予防教室業務委託質問書」とします。なお、やむを得ない事情により電子メールによる提出ができない場合は、ファックスでの提出も可とします。

イ) 回答

質問書による回答は、令和8年4月17日(金)までに個別または市ホームページ上で回答します。

3 応募書類等作成上の注意

(1) 応募書類等のための費用負担

応募書類等作成に要する費用は、全て事業者の負担とします。

(2) 当市からの疑義照会

提出のあった応募書類等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から照会を行うことがあります。

(3) 応募書類等の取扱

①応募書類等提出後、提出書類等の内容の追加または変更は原則として認めません。

②提出された応募書類等は、返却しません。

③提出された応募書類等は、審査等の過程において複製することがあります。

④提出された応募書類等は、事業者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則公開しないものとしますが、桐生市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示(一部開示含む。)することが考えられます。

4 審査方法

(1) 審査の方法

市担当課において、提出された応募書類等の内容を総合的に審査(書類審査)し受託者を選定します。

<評価基準>

評価項目	評価基準
事業者	事業の実施に適した理念や運営方針を持っているか。 事業を安定して実施することができるか。
事業計画	事業の実施に適した会場であるか。 介護予防に効果的なプログラムとなっているか。 専門職等のスタッフの配置は適切か。
危機管理	安全管理マニュアルの整備など危機管理の体制は十分か。
個人情報	個人情報を適切に管理することができるか。

(2) 審査結果通知

審査結果は、令和8年5月上旬に結果の如何にかかわらず書面にて通知します。

5 契約方法

提出された事業計画書の内容に基づき、当市と協議を経て契約を締結します。なお、受託候補者と合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとします。

6 スケジュール

① 応募書類配布	令和8年4月7日（火）から令和8年4月22日（水）
② 応募書類提出期限	令和8年4月22日（水）
質問受付締切	令和8年4月14日（火）
質問回答	令和8年4月17日（金）
③ 審査	5月上旬
④ 契約書締結	6月上旬
⑤ 介護予防教室参加者募集	令和8年6月から随時
⑥ 介護予防教室開催期間	令和8年6月下旬から令和9年3月まで

7 事務局

担当部署 桐生市役所 保健福祉部 長寿介護課 長寿支援係

所在地 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

連絡先 電話：0277-44-8215（直通）

FAX：0277-45-2940

電子メール choju@city.kiryu.lg.jp